

(資料8)

## 医療訴訟ガイダンス・医療訴訟連絡協議会における主な意見・感想

(最高裁判所事務総局民事局)

### 1 医師の意見等

#### 地域での交流について

- ・ 事前に持っていた不安感が裁判所の説明で解消し、有意義な会であった。今後も、法曹界との交流を持続し、深めていくことが必要であると思う。
- ・ このようなガイダンスは、鑑定に対する医師の消極的な意見を変えることに有用である。
- ・ 鑑定についての認識が新たになったという面では、成功であったと思う。鑑定に協力してもよいと思うようになった。
- ・ 初めて裁判を傍聴したが、非常にインパクトがあり、個人的に感謝している。裁判の進め方等については何も知らなかったが大分理解できた。
- ・ 医療側、司法側それぞれに専門用語があり、各々で不十分な理解のまま討議が進む可能性があるため、このような会を積み重ねてその解消を図る必要がある。
- ・ これを機に医療現場を理解してもらえればと考える。医療機関も医療訴訟のことを広く知る必要がある。
- ・ 研修医の研修の一環として、裁判傍聴をするのは、非常に勉強になるので、そのような研修も取り入れていきたい。
- ・ 地域に鑑定人選任のネットワークを設けるべきである。また、遠隔地の鑑定人を選任するには、全国ネットワークが必要であり、地域のネットワークの横の連携を強めることが重要である。
- ・ 地域の問題は地域で解決するのが理想であるが、出身大学が同一であるなどの人的なつながりも考えられ、実際には鑑定しにくい面が否定できないので、鑑定人を他の地域から選任したり、学会を通じて選任する方がよい。

## 学会の取組について

- ・ ある学会では、年1回集まり、学会で鑑定人となった者から鑑定結果、裁判結果を発表してもらおうようにしており、責任ある鑑定書の確保に努めている。

## 鑑定制度について

- ・ 鑑定を社会貢献として、医師の仕事として評価する枠組みがあればよい。鑑定結果を事例集としてまとめてもらえると、業績として一層評価されやすい。
- ・ 一般市民への広報活動をより積極的にすべきではないか。鑑定制度のステータスを向上させるためには、市民の十分な理解が重要である。
- ・ 鑑定人に対しては、裁判の結果(判決や和解の内容等)を通知すべきである。
- ・ 医師にとっては非常に多忙な中での鑑定作業であり、時間的な余裕を考慮した運用をお願いしたい。時間的負担を避ける意味から、テレビ会議システムの活用はよい案であると思われる。
- ・ 鑑定人として事件の内容を分析したときに、争点として挙げられている点や鑑定事項が事案に十分合致していないと感じるケースがある。争点整理の段階から専門家が関与することが望ましい。
- ・ 不適切・不明確な鑑定事項があると、無用の時間がかかる。適切な鑑定事項であれば医師は的確に答えるはずである。
- ・ 鑑定資料が十分に整理されていないと、無駄な時間と労力がかかることになる。
- ・ 鑑定結果の持つ重みや個人の負担を考慮すると、医師の側で社会的責任を果たすという意味で、グループで責任の所在を明確にした上で、グループで引き受けるという組織作りが重要である。
- ・ 裁判官は、鑑定人の意見をどのように取り入れているのか。参考意見程度なのか、それともそのまま鵜呑みにするのか危惧している。
- ・ 複数鑑定は可能と思うが、鑑定意見が異なる場合、各鑑定人にそれぞれ考えがあることから別途証人が必要となる。単独の鑑定の方が望ましい。
- ・ 鑑定人へのアクセス方法を増やす必要があるのではないか。
- ・ 鑑定書は公開されることによって評価されてよいと思う。

## 2 法曹の意見等

### 地域での交流等について

- ・ 医療事故紛争の現状に関心を持っている医師は多いが、日常、診療等で忙しく、法的な判断や裁判所の傾向がどうなっているかについてほとんど知らないのもっと弁護士会と裁判所が協力をして、地域の医学界とディスカッションを始めていくとよい。確かに、地域の医学界の方に地域の裁判所で鑑定人になってもらうというのは現状では難しく、鑑定人の選任という面に限れば、短期的には意味がないかもしれないが、そういうことを各地で積み重ねていくことによって、医学界と法曹界との溝は埋まっていくという確信を持っている。
- ・ 各地に委員会を設置して交流関係を構築し、意見交換できるようにすべきである。これまで医療界と法曹界の意思の疎通が欠けていたことは事実であり、お互いに反省する必要がある。
- ・ 医事紛争については、医師側からの説明が十分でないことが多く、そのために患者側も納得できず訴訟まで行ってしまうケースが多い。早い時期に説明していただければ、訴訟に至る前に話し合いで解決できるケースも多くなるのではないか。
- ・ 医事紛争の解決を図るために、医療関係機関が積極的に解決システムを考案してほしい。
- ・ 患者側の代理人として、病院との話し合い、証拠保全のカルテの分析、準備書面の作成、争点の整理等いずれの場面でも協力医が必要であるが、協力医を得ることは困難である。協力医の推薦ルートも必要で、この層も厚くしてもらいたい。

### 鑑定制度について

- ・ ガイダンスの際に実施したアンケート結果によれば、鑑定経験者のうち三分の一の方々が、再度鑑定を引き受けるつもりはないと回答された。このことは、裁判所として厳しい結果であると受け止めている。
- ・ 鑑定は、争点が明らかになって、こういう争点についてどうしても専門的な意見を聞かなければならないという場合のみに限定するのが良いのではないか。鑑定の必要性について十分検討すべきである。
- ・ 鑑定の結論が出た場合、不利な結論が出た側は、納得しがたいということもあり、証人尋問等で、再度鑑定人に聞いて確かめたいというのが人情である。
- ・ 鑑定事項の中に、「その他本件の医療行為について、何か問題になること」という包括的条項を示される場合があるが、鑑定人にとっては、負担になるのではないか。